

大竹市告示第 1 3 8 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに変更届出書を縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

大竹市長 福 田 弘 美

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（1） 名 称 スーパーセンタートライアル大竹店

（2） 所在地 大竹市晴海二丁目 1 0 番 4 8

2 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 別紙 1 及び別紙 2 のとおり

（変更後） 別紙 1 及び別紙 2 のとおり

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 別紙 1 及び別紙 2 のとおり

（変更後） 別紙 1 及び別紙 2 のとおり

3 変更年月日

別紙 1 について、平成 3 0 年 6 月 1 9 日

別紙 2 について、令和 8 年 4 月 1 日

4 変更する理由

ア 設置者の代表者の変更のため

イ 小売業者の代表者の変更のため

5 届出年月日

令和 8 年 8 月 3 日

6 変更届出書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

（1） 縦覧場所

大竹市総務部産業振興課（大竹市小方一丁目 1 1 番 1 号）

（2） 縦覧期間

令和 8 年 8 月 1 7 日から令和 8 年 1 2 月 1 7 日まで。ただし、大竹市の休日を定める条例（平成元年大竹市条例第 2 1 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、大竹市に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年12月17日

(2) 提出先

〒739-0692

大竹市小方一丁目11番1号

大竹市総務部産業振興課

sangyo@city.otake.hiroshima.jp

別紙 1

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 檜木野 仁司

福岡県福岡市東区多の津一丁目 1 2 番 2 号

(変更後)

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 石橋 亮太

福岡県福岡市東区多の津一丁目 1 2 番 2 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 檜木野 仁司

福岡県福岡市東区多の津一丁目 1 2 番 2 号

(変更後)

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 石橋 亮太

福岡県福岡市東区多の津一丁目 1 2 番 2 号

別紙 2

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 石橋 亮太

福岡県福岡市東区多の津一丁目 1 2 番 2 号

(変更後)

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 永田 洋幸

福岡県福岡市東区多の津一丁目 1 2 番 2 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 石橋 亮太

福岡県福岡市東区多の津一丁目 1 2 番 2 号

(変更後)

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 永田 洋幸

福岡県福岡市東区多の津一丁目 1 2 番 2 号